

移住定住支援事業

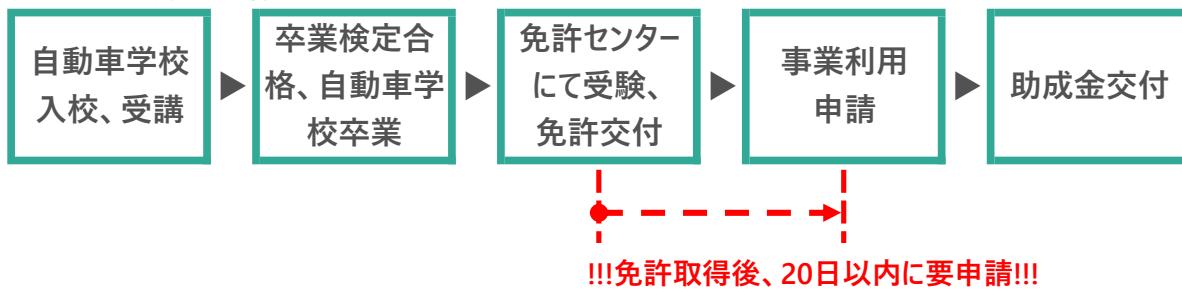
POWERED BY FUJISATO TOWN



普通自動車免許取得等支援事業

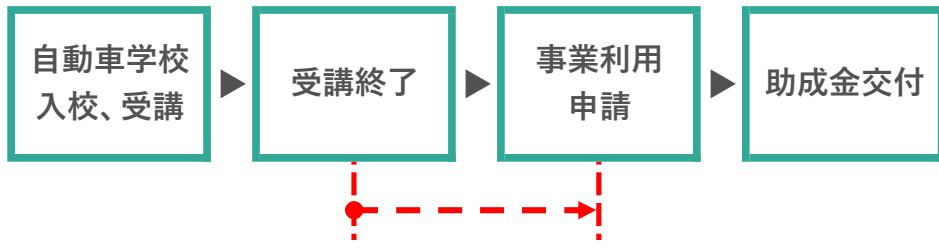
①免許取得の場合

＼領収書保管／



②ペーパードライバー講習受講の場合

＼領収書保管／



支援内容	<ul style="list-style-type: none">免許取得およびペーパードライバー講習受講にかかる費用の1/2まで補助上限：免許取得15万円、ペーパードライバー講習3万円
対象者	町内に移住してから1年以内の方で、3年を超えて住もうとする方 ※移住前に受講した場合、対象外となりますのでご注意ください。
申請時期	免許取得後、20日以内 ペーパードライバー講習受講終了後、20日以内
申請時 必要書類	<ul style="list-style-type: none">補助金交付申請書、誓約書（所定のフォーマットあり）領収書他の補助金を利用する場合は、その補助額が分かるもの

報告時 必要書類	(報告不要)
その他	<ul style="list-style-type: none">■ 各年度の予算の範囲内の交付となります。■ 補助金を受けた日から3年以内に町外に転出した場合は、補助金を返還頂きます。■ 他の類似補助金等を利用する場合は、他の補助金を優先していただき、他の補助金等の額を差し引いた額を本事業に申請してください。■ その他、詳細は「藤里町移住定住支援事業補助金交付要綱（平成29年3月31日訓令第15号）に従います。
よくある質問	<ul style="list-style-type: none">■ Q. どこの自動車学校で受講しても対象になりますか？ A. 対象になります。ただし、免許合宿は対象外となりますので、予めご了承下さい。■ Q. 教習料のほか、入校料、検定料、教材費用、免許センターでの受験料や免許証交付手数料なども対象になりますか？ A. 対象となるのは、教習機関経費のうち、入校料、教習料、および検定料です。教材費や免許センターにかかる経費は対象外となります。■ Q. 二拠点居住の場合、対象になりますか？ A. 転入手続きをし、住民票を藤里町に置いた場合、基本的には対象となります。ただし、居住の実態がない場合は対象となりません。■ Q. 居住が3年未満の場合、どうなりますか？ A. 世帯員全員が転出する場合、居住年数に応じた金額を返還していただきます。
お問い合わせ先	藤里町 総務課 企画財政係（企画） 電話：0185-79-2111 FAX：0185-79-2293